

国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針



平成24年5月
国分寺市

【 目 次 】

◆はじめに	2
1. 放射能対策の全体像	2
2. 分野別の対応方針	4
(1)空間放射線量測定	4
(2)給食食品等の放射性物質濃度測定	4
(3)水に関する放射性物質濃度測定	5
①プール水・公園の親水施設等対応方針	5
②水道水の放射性物質濃度測定	6
(4)廃棄物に関する対応方針	6
①清掃センターの焼却灰・排ガスの放射性物質濃度測定及び 空間放射線量測定	6
②清掃センターで作成したたい肥の放射性物質濃度測定	7
3. 市民の安全・安心の確保に向けた取組	7
(1)空間放射線量測定器の貸出し	7
(2)市民への迅速な情報提供	7
(3)市民との連携	8

【はじめに】

市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、平成23年8月に「国分寺市危機管理基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定しました。基本方針とは、市民の身体・生命を守り、安全・安心なまちづくりを進めるために、現時点での危機課題を整理し、対応策を策定することを目的に定めたものです。

基本方針では、「原子力発電所事故による放射能対策」を新たな脅威に対する危機管理課題項目に位置付けています。

東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が飛散し、甚大な被害が発生しました。空間放射線や農畜産物等、国や都段階での測定や検査が行われていますが、市としてもさまざまな放射線・放射性物質の測定・検査に取り組み、市民の皆さんに適切に情報を提供することで、安全・安心なまちづくりに向けて取り組んでいます。本方針は放射性物質の影響は長期化することが避けられないため、これまでの放射能対策の取り組みや課題を踏まえ、平成24年度以降の対応方針を定めたものです。

1. 放射能対策の全体像

市は、市民の身体・生命を守り、安全・安心なまちづくりを進めるために、平成23年11月30日に国分寺市放射能対策委員会を設置し、放射性物質に対する総合的な対策を講じることとしました。

市では、特に放射線の影響を受けやすいとされる子どもたちの健康を重視する観点から、子どもたちの日常的な活動場所である市立保育園、市立小中学校、公園、通学路等の空間放射線量を把握し、必要に応じて放射性物質の除染対策を行うこととします。また、市立保育園・市立小中学校等の給食食品等の放射性物質濃度測定を行い、子どもたちの食の安全を確保することとします。さらに、市立小中学校のプール水や親水施設・むかしの井戸等の水の放射性物質の測定も併せて行っていきます。

なお、本方針については、今後も放射能をめぐる国及び都の新たな考え方や、東京電力福島第一原子力発電所において新たな社会情勢の変化が生じた場合等には、適宜見直しを行うなど適切に対応してまいります。

放射能対策の4つの分野

定点測定等
市立保育所
市立小中学校
市立公園 等
測定器貸出し
除染
結果の公表

空間放射線

給食食品等の測定
市立保育所
市立小中学校
私立幼稚園
私立保育所
社会福祉施設等
使用中止及び産地変更等

食品等

廃棄物

焼却灰・排ガス測定
清掃センター
たい肥の測定
リサイクルたい肥
チップたい肥
木製チップ
配布の中止

水

プール水等の測定
市立小中学校
公園等の親水施設
むかしの井戸 等
使用停止, 水の入替え

情報提供

市民との連携

市民の身体・生命を守り
安全・安心なまちづくり

2. 分野別の対応方針

分野ごとに、下記のとおり根拠規定、具体的な取組、基準値を超えたときの対応を定めています。

(1) 空間放射線量測定

- 「国分寺市空間放射線量測定事業実施要綱」(平成 24 年 3 月 30 日施行)
- 「国分寺市教育委員会における空間放射線量測定事業実施要綱」(平成 24 年 3 月 30 日施行)
- 「国分寺市における除染のガイドライン」(平成 23 年 12 月 28 日庁議決定)

① 測定箇所

市立保育所(7園)・市立公園(8箇所)・市立小中学校(15校)・その他施設(2箇所)を定点として空間放射線量の測定を行います。さらに、通学路やその他の公共施設についても順次測定します。

② 測定方法

環境放射線モニタ HORIBA PA-1000 Radi を使用し、中心付近の地上 100 cm 及び 5 cm の測定と、建築物の状況及び気象条件から放射性物質の集積が予想される地上 5 cm を測定する等、「国分寺市における空間放射線量の測定基準」(平成 24 年 3 月 30 日庁議決定)に準じて実施します。

※ 空間放射線量が目標値を超えた場合

環境省の「除染関係ガイドライン」(平成 23 年 12 月)における、基本的な考え方を参考に、市の空間放射線量測定により毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の空間放射線量が測定された場合においては、「国分寺市における除染のガイドライン」(平成 23 年 12 月 28 日庁議決定)に基づき、放射性物質の除染を実施します。

(2) 給食食品等の放射性物質濃度測定

- 「国分寺市給食食品等の放射性物質濃度測定事業実施要綱」(平成 24 年 3 月 30 日施行)
- 「国分寺市給食食品等の放射性物質濃度測定事業実施マニュアル」(平成 24 年 5 月 25 日一部改正)

① 測定対象施設

市立保育所・私立保育所・市立小中学校・私立幼稚園・社会福祉施設の給食食品等を対象に、放射性物質(放射性セシウム 134・137, 放射性ヨウ素 131)

の濃度測定を行います。

②測定方法

消費者活性化基金を財源として購入した、EMF211 型ガンマ線スペクトロメータ 2 台を使用し、使用頻度が高く、摂取量が多い食品（米、牛乳など）を中心に測定を実施します。

※高数値及び基準値を超えた数値が検出された場合の対応について

厚生労働省が定める検査基準値（野菜類、穀類、肉・卵・魚等 100Bq/kg、飲料水 10Bq/kg、牛乳・乳製品・乳児用食品 50Bq/kg を超える数値が出た場合、若しくは超える恐れがある場合は、当該食品の使用を直ちに中止又は産地若しくはメニューの変更など必要な措置を講じます。

(3) 水に関する放射性物質濃度測定

①プール水・公園の親水施設等対応方針

- 「国分寺市プール水等の放射性物質濃度測定事業実施要綱」（平成 24 年 5 月 25 日施行）
- 「国分寺市立小中学校プール水の放射性物質濃度測定事業実施マニュアル」（平成 24 年 5 月 25 日庁議決定）
- 「国分寺市親水施設等の水の放射性物質濃度測定事業実施マニュアル」（平成 24 年 5 月 31 日庁議決定）

ア. 測定施設

市立小中学校の水泳プール・窪東公園やけやき公園の親水施設等に含まれる放射性物質の濃度測定を行います。

イ. 測定方法

給食食品等と同様に EMF211 型ガンマ線スペクトロメータ 2 台を使用し、測定を実施します。

※高数値及び管理目標値を超えた数値が検出された場合の対応について

プール水及び親水施設等の放射性物質による国の基準がないため「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（平成 24 年 3 月 5 日厚生労働省健康局水道課長通知、健水発 0305 号第 1 号～3 号）により示されている、水道水中の放射性物質の管理目標値の放射性セシウム 10Bq/kg を管理目標値とします。

管理目標値を超えた数値が検出された場合は、施設使用の一時停止、プール水等の入替えなどの必要な措置を講じます。

②水道水の放射性物質濃度測定

国分寺市の飲料水は、東京都水道局により管理されています。飲料水は東村山浄水場から、東恋ヶ窪浄水所・北町第二浄水所に送水され、地下水を約 60% ブレンドし（平成 24 年 9 月現在）各家庭に送水されています。

東京都水道局では、東恋ヶ窪浄水所・北町第二浄水所の放射性物質（放射性セシウム 134・137、放射性ヨウ素 131）の測定を毎週月曜日から金曜日の間で実施し、厚生労働省が定める管理目標値（10Bq/kg）以下であることを確認し、その結果を東京都水道局ホームページで測定日の翌日に公表しています。

（４）廃棄物に関する対応方針

①清掃センターの焼却灰・排ガスの放射性物質濃度測定及び空間放射線量測定

- 「焼却残さの放射性物質に関する日の出町と二ツ塚廃棄物広域処分場東京たまエコセメント化施設による特別協定書」（平成 23 年 8 月 19 日締結）
- 放射線物質汚染対処特措法施行規則（平成 23 年 12 月 14 日施行）

清掃センターで燃やせるごみ等を焼却した後の残さ（主灰・飛灰固化物）は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で全量がセメントとしてリサイクルされています。

ア．測定体制

エコセメント化施設に搬出する焼却残さについては、放射性物質（セシウム 134・137）濃度を月 1 回測定し、搬入可能基準値が 8,000Bq/kg 以下と定められました。市では、この特別協定に基づき焼却残さの放射性物質濃度を毎月 1 回検査機関において測定し、搬入基準値以下であることを確認します。

さらに、放射線物質汚染対処特措法施行規則に規定された施設の維持管理基準に基づき、焼却により発生する排ガスの放射性物質の濃度を毎月 1 回検査機関において測定するとともに、敷地境界線の空間放射線量の測定を毎週 1 回定期的に行います。

※高数値及び基準値を超えた数値が検出された場合の対応について

焼却残さの放射性物質の濃度が基準値を超えた場合は、ただちに搬出を中止し、国に引き渡すまでの間は、指定廃棄物の保管基準に従って施設内に保管します。また、排ガス中の放射性物質が空気中の濃度限度（セシウム 134 は 20Bq/m³・セシウム 137 は 30Bq/m³）を上回った場合は、焼却炉の運転を中止し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき周辺環境への影響を判断し、除染等の対策を講じます。

②清掃センターで作成したたい肥の放射性物質濃度測定

○「放射性物質を含む腐葉土・剪定枝堆肥の指導マニュアル」
(平成 23 年 11 月 1 日農林通産省消費安全局農産安全管理課長通知)

市では、学校給食残さに剪定枝を混入した「リサイクルたい肥」と清掃センターで作成している「チップたい肥」・「木製チップ」を市民の皆さんに配布しています。

ア. 測定体制

たい肥中の放射性セシウム 134・137 の濃度を検査機関において測定し、肥料・土壌改良資材・培土中の暫定許容値 400 Bq/kg 以下（平成 23 年 8 月 1 日農林通産省消費・安全局長通知）であることを確認した後に市民に配布しています。

※高数値及び基準値を超えた数値が検出された場合の対応について

測定により、暫定許容値以上の数値が検出された場合は、直ちにたい肥等の市民への配布を中止します。

3. 市民の安全・安心の確保に向けた取組

(1) 空間放射線量測定器の貸出し

国分寺市は、放射性物質汚染対処特措法に基づき環境大臣が指定する「汚染状況重点調査地域」以外の地域であるため、空間放射線量の測定については民地を対象としていません。そこで、市民の皆さんが身近な生活環境における空間放射線量を把握するために、「国分寺市空間放射線量測定器貸出事業実施要綱」に基づき、東京国分寺ロータリークラブから寄贈された空間放射線量測定器「HORIBA PA-1000 Radi」 2 台の貸出しを行っています。貸出しの際には、空間放射線量の測定方法を説明し、「家庭での簡易な除染の方法」を併せてお渡しします。

(2) 市民への迅速な情報提供

空間放射線量及び放射性物質濃度の測定結果については、測定日翌日に市ホームページにおいて公表します。また、高い数値が測定された場所については、国分寺市における除染のガイドラインに基づく対応、除染後の測定結果、発生土等の処理方法についても併せて市ホームページで公表します。

(3) 市民との連携

市内公共施設や公園，通学路等のより細かな放射線量の状況把握には，市で行っている測定以外に，市民との連携が必要となります。市民，とりわけ子どもたちの安全・安心をより一層確かなものとしていくために，今後市民活動団体，PTA，JA東京むさし等との連携を図りながら取り組みます。

平成 24 年 5 月 31 日庁議決定